

経営事項審査改正に係るQ & A

(平成23年4月1日施行に係る改正について)

◎技術職員について

<技術職員の雇用形態について>

Q パートタイムや有期契約の技術職員は加点されますか。

A 加点の対象になりません。

技術職員が経審で評価されるには、審査基準日の時点で、「6ヶ月を超える恒常的雇用関係」があり、かつ、「雇用期間を特に限定することなく常時雇用されている者」であることが必要です。(高年齢者雇用安定法に基づく継続雇用制度の適用を受けている者は雇用期間が限定されていても評価対象となります。)

【「審査基準日以前に6ヶ月を超える」期間の計算方法】

- (1) 審査基準日(決算日)の前日を起算日とする。
- (2) 起算日の6ヶ月前の月の応当日の翌日を6ヶ月前とする。ただし、応当日が存在しない場合には翌月の初日を6ヶ月前とする。
- (3) 6ヶ月前の前日を6ヶ月と1日前とする。

【「審査基準日以前に6ヶ月を超える」期間の例】

審査基準日(決算日)	起算日	6ヶ月前	6ヶ月と1日前
平成23年 3月31日	平成23年 3月30日	平成22年10月 1日	平成22年 9月30日
平成23年 4月30日	平成23年 4月29日	平成22年10月30日	平成22年10月29日
平成23年 5月31日	平成23年 5月30日	平成22年12月 1日	平成22年11月30日
平成23年 6月30日	平成23年 6月29日	平成22年12月30日	平成22年12月29日
平成23年 7月31日	平成23年 7月30日	平成23年 1月31日	平成23年 1月30日
平成23年 8月31日	平成23年 8月30日	平成23年 3月 1日	平成23年 2月28日
平成23年 9月30日	平成23年 9月29日	平成23年 3月30日	平成23年 3月29日
平成23年10月31日	平成23年10月30日	平成23年 5月 1日	平成23年 4月30日
平成23年11月30日	平成23年11月29日	平成23年 5月30日	平成23年 5月29日
平成23年12月31日	平成23年12月30日	平成23年 7月 1日	平成23年 6月30日
平成24年 1月31日	平成24年 1月30日	平成23年 7月31日	平成23年 7月30日
平成24年 2月29日	平成24年 2月28日	平成23年 8月29日	平成23年 8月28日
平成23年 4月 1日	平成23年 3月31日	平成22年10月 1日	平成22年 9月30日
平成23年10月 1日	平成23年 9月30日	平成23年 3月31日	平成23年 3月30日
平成23年 6月15日	平成23年 6月14日	平成23年12月15日	平成23年12月14日

<技術職員の再雇用について>

Q 技術職員を定年後に引き続き再雇用しました。

審査基準日時点では、健康保険等の資格取得日から6ヶ月以下の雇用期間しか有りませんが、技術職員として認められますか。

A 認められます。

定年前の雇用期間と再雇用の雇用期間について、切れ目が無く、合わせて6ヶ月を超える場合は、「6ヶ月を超える恒常的雇用関係」と認められます。その際、定年前後の各書類について確認することとなります。

<技術職員の解雇・退職について>

Q 技術職員を4月に雇用期間を特に限定せず採用しましたが、12月に退社しました。審査基準日は11月30日ですが、技術職員として認められますか。

A 認められます。

当初から、雇用期間を限定（例えば9ヶ月間）して雇用した場合は、「雇用期間を特に限定することなく常時雇用されているもの」に該当しないため認められませんが、常勤職員であった者が解雇又は退職により、結果として9ヶ月の雇用期間となったとしても、審査基準日時点で「6ヶ月を超える恒常的雇用関係」が継続していれば認められます。

<法人化の場合について>

Q 個人事業主から株式会社等に法人化したケースで、技術職員を引き続き雇用していた場合は、個人事業主の時の雇用期間と法人の時の雇用期間を合算できますか。

A 引き続き雇用している場合は合算できます。

個人事業主の法人化、親から子等への事業承継等については、事業承継前の恒常的な雇用関係も含めて評価することとなります。

※ 法人の役員が個人事業主になった場合は雇用期間の合算はできません。
(営業年数も合算できません。)

※ 「経営事項審査の事務取扱について(通知)」(平成20年1月31日付け国総建第269号)のIの一の(1)のチの①から③に該当する者が対象となります。

<建設業経理士について>

Q 建設業経理士についても6ヶ月を超える雇用が必要ですか。

A 必要ありません。

建設業経理士については、「6ヶ月を超える恒常的雇用関係」は要件ではありません。但し、常勤職員(雇用期間を特に限定することなく、常時雇用されている人)である必要があります。(公認会計士、会計士補、税理士等についても同様です。)

◎ 建設機械の保有状況について

<対象となる建設機械の種類について>

Q 今回の改正で評価の対象となる建設機械の種類は何ですか。

A 次の機械が対象となります。

建設機械抵当法施行令で規定されている機械のうち、

- ・ ショベル系掘削機 : ショベル、バックホウ、ドラグライン、クラムシエル、クレーン又はパイルドライバーのアタッチメントを有するもの
- ・ ブルドーザー : 自重が3トン以上のもの
- ・ トラクターショベル : バケット容量が0.4m³以上のもの

！！注意！！

建設機械の保有台数について、申請をする方は、次の機械を除き、事前に、監理課建設業グループへご相談下さい。

※ 事前相談が不要な機械

労働安全衛生法上の車両系建設機械のうち、

- ・ パワーショベル
- ・ ドラグショベル
- ・ ブルドーザー（但し自重が3トン以上のもの）
- ・ トラクターショベル（但しバケット容量が0.4m³以上のもの）

<相談に必要な書類>

建設機械の売買契約書、特定自主検査記録表、当該機械の形状が確認できる書類（カタログや写真、図面の写し等） 等

<売買契約書に代わる書類について>

Q 建設機械の売買契約書を紛失してしまいましたが、代わりとなる書類はありますか。

A 製造メーカーの発行する譲渡証明書やアフターサービス契約書でも代用できます。（製造メーカー、型番、製造番号、購入業者名の記載があること。）
その他の書類については、事前に相談して下さい。

<リース期間について>

Q 審査基準日から2ヶ月後にリース期間が満了します。審査基準日が経過した後で更新契約し2年間に延長した場合、延長後に受審する経審において評価対象になりますか。

A 評価されません。

審査基準日現在で、リース期間が1年7ヶ月以上残っている契約となっている必要があります。（但し、双方申し入れが無かったときは自動延長される旨が定められているリース契約は評価されます。）

Q 審査基準日から1年後にリース期間が満了します。契約には「特に申し出が無い限り自動延長する」旨の規定があり、これまでも延長している機械ですが、加点の対象になりますか。

A 評価されます。

リース契約書において、更新が前提（双方申し出が無ければリース期間が自動更新される）であるリース契約については、実質的に審査基準日から1年7ヶ月以上の使用期間があると認められます。

◎ 再審査の申立について

<再審査の必要性について>

Q 再審査の申立は必ずしなければならないですか。

A 公共工事の発注者によって必要になる場合があります。

改正後の経審結果を必要とするかどうかについて、各発注者に確認してください。なお、石川県の場合、平成23年6月からの入札参加資格の格付けは、平成22年度に受審した旧基準の経審結果を使用するため、再審査申立の必要はありません。

<再審査における技術職員について>

Q 旧基準の結果通知において、雇用期間が6ヶ月以下の技術職員を含めて加点されました。再審査ではどうなりますか。

A 雇用期間6ヶ月以下の職員は加点しません。

再審査では、改正後の基準により審査します。別紙2「技術職員名簿」には、6ヶ月を超える恒常的雇用関係の無い技術職員を除いて作成してください。